

新型コロナウイルス感染症発生に係る市長メッセージ

去る4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく史上初の緊急事態宣言が発令され、5月6日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域として東京都、大阪府など7都府県が指定されました。

これにより、指定区域などでは、外出自粛要請をはじめ店舗や施設などへの休業要請など様々な規制を打ち出し、区域内住民に協力を要請しています。

また、3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を矢継ぎ早に改正し、4月11日の最新の改正では、「緊急事態宣言の対象区域以外の道府県に対しても、特措法に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を強く促す」としたところであります。

こうした国の危機管理意識が示されたところであり、本県においても去る13日に村岡知事から県内の感染拡大についても全く予断を許さない状況であるとの考えが示されました。

そして、本日、県知事は県内全ての県立学校を5月6日（水）まで臨時休業とし、県内の各市町立小中学校等についても同様の措置を講じるよう要請がありました。

こうした状況を受け、私からはまず、小中学校の児童・生徒の皆様と保護者の皆様にお知らせとお願いがあります。

本市では、現在の状況等も勘案し、この要請を受け入れることといたし、小・中学校の臨時休業の期間を5月6日（水）まで延長し、連休明けの5月7日（木）から再開することといたします。

児童・生徒の皆さんは、新しい友達との出会いや、親しい友達との再会、授業や学校行事、先生方や地域の方々との交流など、ワクワクする学校生活を心待ちにしていたことと思います。

大変残念な思いをさせていただきますが、規則正しい生活を心がけながら、健康の保持・増進に努めていただきたいと思います。

また、保護者の皆様には、多大なるご心配とご苦勞をおかけすることとなりますが、子どもたちの健康・安全を守ることを第一に考えた対応であることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

そして、次に市民の皆様に対しまして、皆様のかげがえのない生命と健康を守るために、改めて次のことをお願いいたします。

◎通勤、通学、通院等以外の不要不急の県外への移動を控えてください。

◎県外からの不要不急の帰省や来訪を控えてください。

◎感染者数が増大している地域はもとより、県内を含め、多数の人が集まる場所、換気の悪い場所等、感染の恐れが高い場所への移動及びイベントへの参加については、自粛していただきますようお願いいたします。

◎市内の各企業におかれましては、従業員の方の県外への出張を控えていただくとともに、県外からの出張や来訪についても自粛していただくようお願いいたします。

◎一人一人が手洗い、咳エチケット、3密（密閉、密集、密接）を避けるなど予防対策を徹底的に行ってください。

新型コロナウイルス感染症を予防するためには、市民の皆様お一人お一人の予防に対する高い意識と行動が必要不可欠ですので、これまでも申し上げてきました「正しくおそれ、冷静に対応」を念頭に市民一丸となってこの難局を乗り越えましょう。

令和2年4月15日

光市長 市川 熙